平成２３年（フ）第１４０２１号
東京都江戸川区南葛西５丁目15―22　フローラＮＯ６―617
債務者　山中　一男
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３３１号
神奈川県綾瀬市大上３丁目13番５―502号
債務者　岸田　昭二
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４６号
横浜市鶴見区本町通３丁目167番地13　エルグランド鶴見313号室
債務者　北川　博勝
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１４号
神奈川県海老名市上今泉１丁目12番14号
債務者　早川　和子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１５号
東京都多摩市東寺方１丁目８番地の12モーリン聖蹟201
債務者　甲立　幸雄
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４１６号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目21番地１　シティハイムベルメゾンＡ―104号室
債務者　佐藤　一成
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３２号
横浜市栄区公田町740番地　４棟407号
債務者　武藏　敏子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３３号
横浜市港北区鳥山町236番地
債務者　瀬戸川光江（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５４２号
神奈川県藤沢市下土棚196番地の29、住民票上の住所東京都杉並区堀ノ内１丁目８番42号Ｌｙｎｘ方南町105
債務者　出石友梨亜
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７９号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目21番７号　リバーサイド田中ビル５―Ｃ
債務者　榎本　節子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６００号
横浜市戸塚区名瀬町774番地49　朝日プラザ東戸塚Ⅱ―302号
債務者　玉上　　実
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０２号
横浜市鶴見区駒岡５丁目８番21―204号
債務者　佐竹　優子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６６６号
神奈川県大和市西鶴間２丁目18―27
債務者　柴田　澄子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６６７号
埼玉県川口市並木２丁目36―３―101
債務者　溝口桂一郎
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８６３号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目11―８―302
債務者　清宮　謙一
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４２５号
横浜市磯子区上中里町669番地１　メゾン上中里202号
債務者　石田規見子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部